

## さいたま市「三者会議」試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が発注する建設工事において、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事施工前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催する会議（以下、「三者会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 三者会議は、原則、委託業務による設計成果を有した次のいずれかに該当する工事を対象とする。また、工事契約後に施工者から三者会議開催の申し出があった場合も同様とする。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁工、杭基礎等）を含む工事
- (2) 設計条件で不確定な要素を有している工事
- (3) 複雑な設計条件（地盤条件、水理条件、施工計画等）のある工事
- (4) 作業工程に制約のある設計が行われている工事
- (5) 技術的難易度の高い工種を有する工事
- (6) その他、施工上の情報共有や意見交換等が必要と発注者が判断した工事

(会議の構成員)

第3条 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：総括監督員、主任監督員、監督員
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者（監理技術者）  
なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者、または当該詳細設計等の設計・施工条件等を説明できる者

(協議の対象事項)

第4条 三者会議の協議の対象とする事項は、次の内容を標準とする。

- (1) 詳細設計等の設計意図に関する事項
- (2) さいたま市建設工事請負契約基準約款第18条（条件変更等）、さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 土木工事共通仕様書第1編1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (4) その他、設計・施工に関する事項

(追記特記仕様書への明示)

第5条 発注者は、三者会議を実施しようとする工事の発注にあたっては、次のとおり追記特記仕様書にその旨を明示するものとする。

## 追加特記仕様書記載例

### 第〇条 三者会議の開催

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者が工事施工前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」の設置対象工事である。

(設計者への工事情報の提供)

第6条 発注者は、当該工事に係る詳細設計等の設計者に対し、当該工事を三者会議の対象とすることや会議開催時期の見込等、必要な情報を事前提供するものとする。

(施工者の対応)

第7条 施工者は、工事受注後、すみやかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や確認を要する事項等を整理して「工事施工前等質疑書」(様式1)を作成し、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

(会議の実施)

第8条 三者会議は、以下により実施することとする。

#### (1) 開催時期及び回数

三者会議は、施工者が設計内容等について照査を行った後、工事施工前に1回開催することを原則とし、発注者は、工事施工前等質疑書に記載の開催希望時期等を踏まえ、開催時期、会場等を調整のうえ会議を開催する。なお、施工条件の変化等が発生した場合は、三者の協議により複数回開催することができる。

#### (2) 三者会議の運営

① 発注者は、三者会議の進行を行い、事業目的、協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行うものとする。

また、施工者から工事施工前等質疑書等により報告を受けた照査結果や疑問点等について内容を確認し、設計成果に関する事項は、設計者に対し事前にその内容を伝えるものとする。

② 施工者は、設計図書の照査を踏まえた現場条件または施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関する事、及び新技術の提案等の説明を行うものとする。

③ 設計者は、当該工事に係る詳細設計等の報告書等により設計意図や施工上の留意点等を説明するとともに、設計成果に関する質問に回答するものとする。

④ 協議した事項は、施工者が工事施工前等質疑書に記録し、三者で共有することとする。また、発注者は、三者会議終了後、すみやかに「三者会議実施報告書」(様式2)を作成し、工事施工前等質疑書の写しと併せて建設局技術管理課へ提出するものとする。

(設計変更の対応)

第9条 三者会議で確認された事項のうち、設計変更を要するものについては、さいたま市建設工事請負契約基準約款、さいたま市設計業務等委託契約基準約款、さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款、さいたま市水道局設計業務等委託契約基準約款に基づき、発注者、施工者、設計者の三者においてその責任範囲を明確にするものとする。また、さいたま市請負工事設計変更ガイドラインに基づき、適正かつ円滑に行うものとする。

(費用の負担)

第10条 発注者は、三者会議に参加する設計者と特命随意契約（1者随契）により委託契約を締結するものとし、三者会議の開催に係る費用を負担する。積算方法その他は次のとおりとする。

(1) 施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。

(2) 設計者に対する費用：当初積算時に、以下のとおり計上する。

① 打合せ 主任技師0.5人/回、技師(A)0.5人/回を標準とする。

② 旅費交通費 設計業務等積算基準によるものとする。

③ その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

④ 間接原価及び一般管理費等を設計業務等積算基準に基づき計上する。

⑤ 業務名は、「〇〇工事設計施工技術連絡業務」とする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ構成員で協議するものとする。

附 則

この試行要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この試行要領は、令和3年4月1日から施行する。



## 三者会議実施報告書

## 1. 実施日

回数	実施日	時間	会場
第 回	年 月 日( )	: ~ :	

## 2. 出席者

区分	所属名・会社名	職名	氏名
設 計 者			
施 工 者			
発 注 者			

## 3. 工事情報

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請 負 代 金 額	
請 負 業 者 名	

## 4. 設計業務委託情報

委 託 業 務 名	
委 託 箇 所	
履 行 期 間	
委 託 金 額	
受 注 者 名	

## 5. 添付資料

工事施工前等質疑書(様式1)の写し